

2026年2月26日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役社長 谷川 直哉

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://pixel-cz.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」の順にご選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月12日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱いについて】

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【賛否の意思表示がない場合の取扱いについて】

議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月13日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号  
山王健保会館 2階 会議室

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額設定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席する方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月13日（金曜日）  
午前10時



**書面（郵送）で議決権を行使する方法**

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年3月12日（木曜日）  
午後6時30分到着分まで



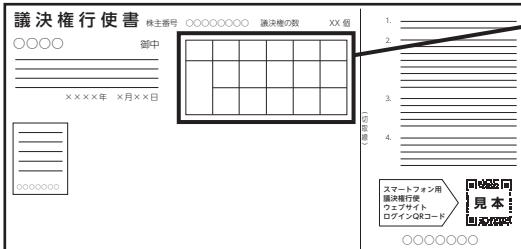
**インターネットで議決権を行使する方法**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月12日（木曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

○ ○ ○ ○ 部中

× × × × 年 × 月 × × 日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

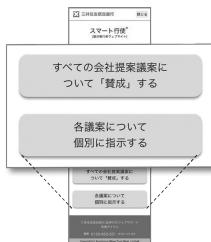
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

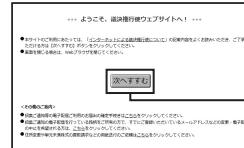
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

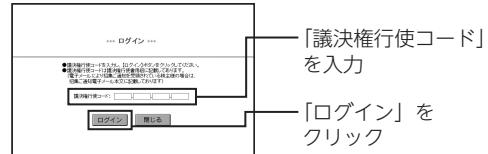
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

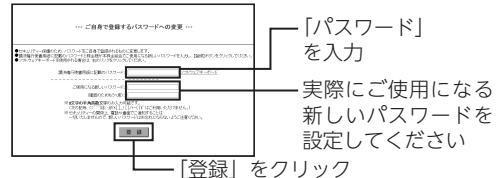
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 併合の理由

当社は2026年1月16日をもって上場廃止となりました。非公開化後の経営効率を向上させ、管理コストを適正化することを目的として、本株式併合を実施し、当社の発行済株式総数を減少させるものであります。

#### 2. 併合の内容

- ・併合の割合：当社普通株式40,000株を1株に併合いたします。
- ・効力発生日：2026年3月13日
- ・発行可能株式総数に係る定款変更：本併合の効力発生をもって、定款第6条（発行可能株式総数）を、現在の320,000,000株から8,000株に減少させるものとみなします。

#### 3. 株式併合が適当である理由

本株式併合における対価（1株未満の端数株主に交付される金銭）については、第三者算定機関による客観的な評価等を勘案し、併合前普通株式1株あたり1円相当と決定いたしました。これは株主の皆様の利益を不当に害することのない適正な価格であると判断しております。

#### 4. 併合により生じる端数（1株未満の株式）の取扱い

本株式併合により1株未満の端数が生じる場合には、会社法第182条の4および第182条の5等の規定に基づき、その端数の合計数を一括して売却（当社による買い取りを含みません）し、その売却代金を、端数が生じた株主の皆様に対し、その端数の割合に応じて交付いたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は2026年1月16日をもって上場を廃止いたしました。これに伴い、非公開会社として機動的かつ効率的な経営体制を構築するため、以下の通り定款の全般的な見直しを行うものであります。

#### (1) 機関設計の変更

非公開会社としての実情に合わせ、「監査等委員会」を廃止し、新たに「監査役」を設置いたします。

#### (2) 公告方法の変更

電子公告から官報掲載に変更し、事務を簡素化いたします。

#### (3) 株式の譲渡制限

安定した経営権を維持するため、全ての株式について譲渡による取得に取締役会の承認を要する規定および相続人等に対する売渡請求規定を新設いたします。

#### (4) 単元株制度の廃止等

上場廃止に伴い「単元株式数」の定めを削除し、機動的な株式管理を可能にします。また、株券を発行しない旨を明文化いたします。

#### (5) 管理事務の自社化

上場廃止および株式併合後の状況に合わせ、「株主名簿管理人」および「株式取扱規則」に関する規定（現行第9条、第10条）を削除いたします。

#### (6) その他

組織変更に伴う条文の整理、決議・報告の省略規定の新設、および役員の責任免除に関する経過措置の整備、電子提供措置等の規定の削除等、所要の変更を行います。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。本定款変更の効力は、本総会決議の日（2026年3月13日）より生ずるものといたします。ただし、株主管理事務の切り替え時期を考慮し、以下の事項については附則の定めに従い、2026年3月31日より効力を生ずるものといたします。

（附則：株主名簿管理人の廃止および株式関連規定に関する経過措置）

1. 現行定款第9条（株主名簿管理人）および第10条（株式取扱規則）の削除、ならびに本定款変更後の第8条（株式の譲渡制限）から第14条（株主の氏名等の届出）までの規定は、2026年3月31日の定時株主総会終結から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2026年3月31日定時株主総会終結前までは、現行定款第9条および第10条の規定はなおその効力を有するものとし、株主名簿管理人による名簿管理を継続するものとする。
3. 本附則は、2026年3月31日を経過した後にこれを削除する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>320,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役及び会計監査人を設置する。</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>官報に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)  第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(手数料)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株券の不発行)  第7条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(株式の譲渡制限)  第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>(相続人等に対する売渡請求)  第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)  第10条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。</p> <p>(質権の登録及び信託財産の表示の請求)  第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。</p> <p>(手数料)  第12条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株主の氏名等の届出)</p> <p>第14条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第18条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、<u>会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、<u>書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(決議及び報告の省略)</p> <p>第21条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主 (当該事項について議決権を行使することができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、<u>当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)  第18条 (条文省略)  <u>2 前項の取締役の内、監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)  第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)  第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員又は任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の開始の時までとする。</u></p> <p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)  第23条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(選任方法)  第24条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(任 期)  第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)  第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)  第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の構成)  第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</p> <p>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)  第26条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査等委員会の議事録)  <u>第34条</u> 監査等委員会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査等委員会規則)  <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の員数及び選任)  <u>第35条</u> 監査役の員数は、1名とする。  2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)  <u>第36条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)  <u>第37条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の剰余金の期末配当は、<u>毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 剰余金の配当が、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(附則)</p> <p>1 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人の廃止および株式関連規定に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第9条(株主名簿管理人)および第10条(株式取扱規則)の削除、ならびに本定款変更後の第8条(株式の譲渡制限)から第14条(株主の氏名等の届出)までの規定は、2026年3月31日の定時株主総会終結から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2026年3月31日定時株主総会終結前までは、現行定款第9条および第10条の規定はなおその効力を有するものとし、株主名簿管理人による名簿管理を継続するものとする。</p> <p>3. 本附則は、2026年3月31日を経過した後にこれを削除する。</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(取締役 (監査等委員) の責任免除に関する経過措置)</p> <p>①当社は、2026年3月13日開催臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査等委員である取締役 (監査等委員である取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②2026年3月13日開催臨時株主総会終結前の監査等委員である取締役 (監査等委員である取締役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同臨時株主総会の決議による変更前の定款第30条第2項の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社から監査役設置会社へと移行いたします。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、移行後の体制として取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	谷川 直哉 (1994年9月6日生)	2018年4月 株式会社CAM 入社（サイバーエージェントグループ） 2019年9月 株式会社CAM マネージャー 2023年10月 株式会社CAM 執行役員 2025年10月 当社 代表取締役（現任） 2026年1月 ピクセルハイ株式会社 代表取締役（現任）  (重要な兼職の状況) ピクセルハイ株式会社 代表取締役	－株

#### 取締役候補者とした理由

谷川直哉氏は、新規事業の立ち上げから収益化までを主導した豊富な経験を有し、変化の激しい経営環境に適応する優れた先見性と高い実行力を備えております。2025年10月の代表取締役就任以来、強力なリーダーシップを発揮し、当社の持続的な企業価値向上に向けた抜本的な経営改革と組織体制の整備を迅速に推進しております。これまでの広範な事業実績に加え、現代表取締役として新体制を強力に牽引し、中長期的な成長戦略を確実に遂行する上で不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者として選任を提案いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 並 び	当 社 に お け る 地 位、 に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	やなぎせ かずひろ 柳世 和大 (1982年6月13日生)	2002年9月 NISグループ株式会社 2008年3月 株式会社Gファクトリー 2022年8月 BBC GROUP TRADING DEVELOPMENT & INVESTMENT JOINT STOCK COMPANY 副 社長 2024年2月 株式会社FUSIONIA 執行役員 2024年7月 当社入社 経営企画部長兼経理副部長 2024年11月 当社管理本部長 2025年10月 当社取締役(現任) 2026年1月 ピクセルハイ株式会社 取締役(現任)  (重要な兼職の状況) ピクセルハイ株式会社 取締役		一 株

#### 取締役候補者とした理由

柳世和大氏は、多角的な業界での経営管理経験に基づき、財務・ガバナンス分野における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2024年の入社以来、また取締役就任後も一貫して、管理本部長として組織体制の再構築を強力に牽引するとともに、経営資源の最適配分を主導しております。これまでの広範な実務実績と経営の健全性を支える高い規律性は、新体制におけるガバナンス向上と持続的な事業成長を支える上で不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者として選任を提案いたしました。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社から監査役設置会社へと移行いたします。これに伴い、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、現行の監査等委員会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
はっとり のりあき 服部 憲明 (1949年4月14日生)	1995年5月 飲食店経営に従事 2005年8月 インテリアコーディネーターとして活動 2024年7月 ピクセルハイ株式会社入社 2026年1月 ピクセルハイ株式会社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ピクセルハイ株式会社 監査役	0株

- (注) 1. 服部憲明氏は、監査役候補者であります。
2. 服部憲明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
候補者、服部憲明氏は長年にわたる事業経営等の経験を有しております。また、当社の子会社であるピクセルハイ株式会社において監査役に就任しており、グループの事業実態および内部管理体制についても深い理解を有しております。現場に即した実務経験と、グループ会社での監査経験を活かし、当社の業務執行の適法性および妥当性を厳正に監査いただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
4. 責任限定契約について  
服部憲明氏が監査役に選任され就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社から監査役設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2025年3月28日開催の第39期定時株主総会において、年額200,000千円以内とすることを株主の皆さまにご承認いただき今日に至っておりますが、今般、監査役設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役の報酬額を、年額200,000千円以内（内、社外取締役50,000千円以内）と定めさせていただきたく存じます。また、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案したものであるため、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査役設置会社への移行に伴い、監査役の職務と責任を考慮して、監査役の報酬額を年額10,000千円以内と定めさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の経営規模、及び監査役の職責等を勘案の上、合理的な範囲で監査役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は1名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区赤坂二丁目5番6号

山王健保会館 2階 会議室

TEL 03-5570-1803



### 交通

地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」下車 10番出口より徒歩4分

地下鉄千代田線「赤坂駅」下車 2番出口より徒歩5分

地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」下車 10番出口より徒歩7分

※新型コロナウイルスをはじめとする感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆さまには株主総会会場にてマスクの着用をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://pixel-cz.co.jp/>)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。